

明治期の図書館員の養成について

戸 田 一 雄

○ はじめに

近年司書養成を再検討する動きが目立っている。講習の科目の内容を、構成をまた単位数を改正・変更しようとするものである。一部には制度そのものを刷新すべきだとの意見もある。それは現在の司書資格を認定する法律でもある「図書館施行規則」(昭和25年9月6日文部省令第27号、昭和43年3月29日文部省令第5号改正)では、ニーズの多様化・高度化に直面している図書館、情報化の荒波を受けている図書館、生涯学習に欠かせぬ機関たる意気込む図書館の現在の職員を、ましてや将来の職員を養成する内容としては不十分である、との判断から生まれた動向である。1950(昭和25)年の公布であり改正とても1968(昭和43)年であり、急速な変貌を遂げている現実の図書館との間にギャップが生じていることは事実である。それを身をもって感じている図書館の現場から、利用者の中から勿論教育する側から、この文部省令の改訂を求める声が以前にも増して大きくなつて来たのである。特に教員の団体は既に具体案まで作成しての検討に入っている。日本図書館協会図書館学教育部会では昭和62年と63年の研究集会で司書課程科目の改訂に向けての討議がなされた。また昭和62年度全国図書館大会において「図書館員の資格・役割およびその教育」をテーマに開かれた分科会は、司書養成科目の見直しを文部省に働きかける決議をした。翌63年度の大会の教育分科会は文部省令の改訂を目指して、省令誕生時の状況や図書館側の働きかけ等を探り、更に3つの改訂試案の発表や意見交換が、利用者を含めた広い立場から行われた。⁽¹⁾ (ただし論議の内容の充実度は高くはなかった。)⁽²⁾

教育担当者が先頭に立つのは当然であるが、彼等は特に次の様なことを考えているからであろう。1つは自分達は図書館の機能を十分に發揮して今日の又明日のニーズに応えられる職員を養成する義務があること、2つには専門職たる図書館員を育まんとする使命感があることである。更に内心は、そうすることは図書館学の質的向上となり、学としてのより確かな認知が得られ、評価されることを期待しているからである。

改正・改訂することに反対の理由はない。しかし改める度合には立場により差があり、一律の基準を設けることは難しい。それはまず養成を受持つ機関の人的物的能力に質・量とも不足があり、又現場が望む技量に差があり、利用者の期待する図書館員像にも違いがあり、その外にも色々の問題点もあり、種々の要望もあって、簡単に一致した見解がまとまるとは思われない。ともかくも「省令」は

一つの転換期を迎えることは間違いない。

明治の初めに、西洋文明・文物の移入・模倣の波に乗って渡って来た図書館の概念は、解され、その役割も教育的な面で明らかになっていた。だが近代国家の形成は教育なりとする政府も教育は学校が受持つとし、学校教育に重点を置く施策をとった。早急に近代化するためにはそれ自体は的を射た方針であった。これに対するに図書館に関しては、西欧各国にそびえる国立図書館の真似をしてその類を設立し、又制度を見習うには法律として、図書館令を制定した。図書館の施策といえばこの程度であった。学校教育の整備充実の比ではなかった。しかしこの状況下でも近代図書館は鼓動を始め、明治の図書館人は欧米を学びながら徐々に活動の歩を進めた。また各地に図書館設立も波及して行った。明治も後半に入ると図書館員の養成も真剣に考えられるようになり、講習会が開かれ、論文が発表され、養成機関の設置が叫ばれ、決議されるなど積極的な動きとなって行ったのである。

今日養成科目・カリキュラムの改正が考えられるこの機に、始動期明治の養成事情を、それに関わる出来事を、又それに取組んだ図書館人に関心を寄せるのも由と思い、相応しいと思う幾つかの事項や論文を考察することにした。

○ ピブリオティーク

幕末から開らき始めた欧米への扉は明治に入ると全開し、文物が、主義が、思想が入って来た。その中に図書館思想もあった。その思想に共鳴して図書館は設置され、運営は開始された。だが機能を全て生かす程の理論と実務の消化はなされず、活動は全体的に見れば低調の域を出なかった。しかし近代図書館の苗を植え、根を張らせる作業は目立つことなく進められていた。そういう中で、わが国近代図書館史の第1章にまさしく歴史的出来事をなした人物として記録すべき2人がいた。1人はピブリオティークが何であるかの紹介をした人であり、1人は図書館の意義と効用を説き、設置の奨励をした人である。

従来の「文庫」の意味が広がりを見せ、その機能に新しい発見がなされた。
「余が著訳中最も広く世に行われ最も能く人の目に触れた書」と福沢諭吉が自著を語る慶應2年刊行の「西洋事情」⁽³⁾である。これに「文庫」の項があり、彼は欧米で見聞した図書館について記述した。近代図書館の説明である。即ち図書館には日用の書籍から古書まであり、又各国の書もあって民衆が自由に利用出来ることや、厖大な蔵書を有する国立図書館と身近な所にあって利用出来る公共図書館とがあることを記し、更に納本制度のあることにも言及した。彼は図書館の公共性・公開性に着目したのである。図書館の運営などには触れてないが、またそれは本旨ではないわけだが、この小文で、彼は図書館の本質を明らかに伝えているのである。彼の目にも図書館は全く新鮮に映り、同時に感心したことであろう。ただ多くの西洋事情を紹介しているこの書物の中の一つの小項目に過ぎない「文庫」であるので、どの程度の理解度で読者の目に止まったかは不明だが、当時本を読む

は知識人であったから、相当の関心は引いたであろう。特に欧米文明や制度の移植に積極的だった明治政府の関係者は十分に意味を摑みとったに違いない。そしてその実現のために、後年図書館を対象とした欧米の視察や留学が行われたのである。なお福沢自身が図書館の必要度をどの位に踏んでいたかは不詳だが、記述から判断するなら、ビブリオテーキの設置は近代国家の必須のものと考えていた。一つは文化国家の威信にも拘わる国立の中央図書館の設立であり、一つは民衆が書物によって知識を求める実用的機関である公共図書館の設置である。福沢の面目躍如である。

福沢のこの記述以外に別のチャネルを通じて図書館の情報はまぎれ込んだことであろうが、知られていない。「西洋事情」は事情や文物を皮相的な見方で捕えた通俗書ではあるが図書館の本質を正しく説明した最初の出版物であり、しかも当時のベストセラーであったことからも、福沢はまさしくビブリオテーキの登場を促す拍子木を打った人であり、日本図書館史にその名を残す理由は十分にある。

○ 田中不二麿

幕末から明治初頭に、更に中期へと近代国家を目指した改革——欧米の文物・制度・思想を参考にし、模倣し、移植する——は激しく行われたが、一方では明治維新は大政奉還の精神であり、皇国主義・国粹主義でもあった。だからこそ欧米に負けまいと英知を集めて取組んだのであろう。

欧米化による日本近代化の舵取りとして政府が頼みにしたのがいわゆるお傭い外国人であった。彼等の中でのアメリカ人の占める割合は多く、特に教育の分野で著しかった。1868（明治元）年から1900（明治33）年までの間に文部省が傭った外国人は367名で、その内105名がアメリカ人、次がドイツ人の93名、⁽⁵⁾ 3番目が86名のイギリス人、以下フランス人の39名、オランダ人の12名の順であった。⁽⁶⁾

明治5年の「学制」がオランダやフランスの学制を参考にして作られたれとはいえ、教授法や教授内容に、学校経営に、また学制を施行する教育行政に更に基本となる教育理念にアメリカ的なものが色濃く出ていた筈である。それはお傭い外国人の数から、また文部省の学監として文教行政に尽力したアメリカ人 Daniel Murray⁽⁷⁾ からも、更に教育の近代化政策遂行を助言する立場に、アメリカ人が多くいたことからも当然である。また文部省の翻訳した教育及び学校関係の書物もアメリカ人の著作が多く、アメリカ流教育を取り入れようとしていたのである。⁽⁸⁾

（明治6年から19年までの主な翻訳の教育書35冊中、独、仏の各1冊を除くと他は英米の文献であると稻富も指摘している）⁽¹⁰⁾ 当然アメリカ流の思考・思想・主義は多くはキリスト教と結びついて知識層にも浸透し、官民共にアメリカへの関心は強かったと思われる。

アメリカ合衆国は建国100年目に当たる1876（明治9）年、フィラデルフィアで万国博覧会を開催した。わが国政府はこの招待に応じた。実は前々年の1884

(明治7)年にオーストリアの博覧会に参加して、オーストリア、ドイツ、英國等の教育制度や施策を見聞、研究し、それを「⁽¹¹⁾ 境国博覧会報告書教育部」として表わし、わが国の教育制度を考える上で益する所が大であった。この前例もあり、しかも当時わが国はアメリカに傾倒していたから、参加決定に迷うこととはなかった筈である。加えてわが国世界に向けてのPRをし、國際社会の一員としての地位を確固たるものにする意図が十分に含まれていたと思われる。

1876(明治9)年4月、文部大輔田中不二麿を長とする一行は派遣された。併せてわが国の教育事情を紹介する資料の出品・展示も行なった。その中にわが国最初の教育史というべき「日本教育史略」(文部省編刊、1877(明治10)年)(英文タイトル: An Outline History of Japanese Education. New York, Appleton, 1876)が見える。この博覧会のために急ぎ編集されたもので、博覧会はわが教育界に貴重な資料を産み出す切つ掛けを提供したわけである。一行はわが国の教育についての説明に勤めた外、もう一つの狙いである、参加各国の教育事情の見聞をした。特にアメリカの教育制度や事情をつぶさに視察すると共に情報の収集も行った。翌1877(明治10)年1月帰朝すると直ちに復命書を刊行した。「米国百年期博覧会教育報告」4冊(田中不二麿編文部省刊)である。この第3巻に「書籍館」なる項目を設けて、次の様に説明した。公共図書館は無料公開で各地に設けられており、山村の貧民でも図書の利用が可能であり、民衆教育に有益であると。またこの博覧会に合わせて刊行された「米国図書館特別報告書」(米国連邦政府編刊)(U.S. Education Bureau: Special Report on Public Libraries in the U.S., 1876)より引用して、公共図書館の在り方と勝れた機能を強調した。この田中等の視察はその後の図書館政策に影響を与えるわけだが、はやくも成果として現われた。それは図書館を普及させることが文部省の方針となつたのである。⁽¹²⁾ 即ち同年12月の「文部省第四年報」に田中の「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」と題する一文が掲載された。書籍館は学校同様教育上有益であり、各地でこれが設置を進めるべきであるとし、新しい建物を建てなくとも、学校に附属したり寺社を借用するもよしとし、書籍は必要なものを収集し、虚飾を去りあくまでも実利的にして、人々のためを考えて運営すれば、社会の文運を振興するものであるとしている。更に國も補助金を用意する考えがあるという意欲的な内容であった。これは公共図書館の在るべき姿を明らかにしたものであり、またその意義に基づく方針であった。しかもこれは文部省の図書館に対する初の見解であった。

図書館界にとって、米国博覧会への参加は図書館の必要性を認め、設置を促すという喜こばしい状況をもたらした。これは文部大輔(当時卿不在のため実質的には最高責任者)⁽¹³⁾という地位と田中個人の高い見識に拠る所が大きいことは明らかである。だからこそ田中が長く文部行政を司るようであったなら、その後のわが国の図書館は一層アメリカ式の導入となり、特に住民に身近かな公共図書館の発展がなされ、ひいては図書館員の養成も早く制度化され、高いレベルの教育が実施される道を進んだと思われる。しかし彼のアメリカ流の自由主義的思考や地

方分権的施策は、当時まだ教育制度も定着しておらず、模索の部分もあり、各地の財政的困難、社会的事情もあって、問題を抱えることとなり、更に國の方針が中央集権的、絶対主義的へと転換の動きがあつて排されてしまった。1879（明治12）年9月に「教育会」の発布するもその趣旨が生かされず混乱したため翌1880（明治13）年12月には「改正教育会」が出されるという、國の教育の基本方針が朝令暮改であった。田中はこの教育令実施による学事の停滞とその欧米化主義的政策展開の失敗の責を負つてその年の改正前の3月に司法卿に転じたのである。⁽¹⁴⁾

これ程図書館を理解して積極的に拘わり、それが充実と発展の施策をせんとした文教府の長がいたであろうか。その後の図書館の状態を見るまでもなく、重要な近代図書館の始動期にわが国図書館界は掛け替えのない人物を逸してしまったのである。

明治初期から田中が引責異動をするまでの間は、教育思想は英米的が主導権を握っていたが、旧教育令の不評、失敗による自由主義的思想の敗北は、改正教育令の登場による干渉主義的、画一主義的思想の広がりとなり、同調するようド
イツ的勢力を強め、1887（明治20）年以降は優勢となった。これに関連するが武居はわが国図書館が発展しなかった原因の第1として、「明治の文化はその主傾向として西欧主義であり、⁽¹⁵⁾アメリカ主義でなかった」としている。理由の根拠の明示はないが、わが国の図書館の進展にマイナスに作用した様に思われる。考え方させられる点である。

○ 日本文庫協会

図書館員の養成の必要性を実感し、その制度化へ向けて積極的な活動をしたのは勿論図書館員の組織団体である日本文庫協会であった。

1892（明治25）年3月1日、東京上野公園内に設置されていた東京図書館に、内閣記録局員、宮内庁図書寮員、陸軍文庫員、海軍中央文庫員、横須賀鎮守府文庫員、佐世保鎮守府文庫員、貴族院事務局員、衆議院事務局員、帝國大学附属図書館員、第一高等學校図書掛員、東京図書館員等25名が会した。これは東京図書館の館長田中稻城と西村竹間それに内閣記録局の関直と大城戸宗重の発起になる、わが国初の図書館員による本格的な団体を組織する集いであった。

「頗る盛会たり。この日発起者の起草に係る会則を議す。日暮に及びて未だ議了せず。3月5日再び審議を重ねて略ば確定するを得たり」と「図書館雄誌」にある如く、わが国の図書館の発展に真剣に取組む図書館員や図書館経営や技術を攻究せんとする図書館員の意見が活潑に出たのであろう。3月26日に発会式が神田今川小路にある玉川堂樓上で開かれ、会則が36名全員一致で議決された。名称は日本文庫協会とした。（発起の段階では日本図書館協会であり、後年の1908（明治41）年3月にこれに改称した。）⁽¹⁶⁾

武居は「日本図書館学史序説」において、「この会の目的はその創設当時には、極めて簡単であった。主な目的は図書館に関する講演を行い、知識の啓発を行う

にあった。最初は会員も極めて少数で、東京在住の同好の人に限られ、例会を開催してこれらの目的に沿うようにし、また全員相互の親睦を深める方法がとられたのである」と要領よく記している。確かに少人数であり、親睦を深めることにも意を注いだであろうが、設立当初から15年間の例会のテーマは興味のあるものが設定され、発表者の顔触れからみて内容も味のあるものであったと思われる。また職員養成の面だけ見ても、1回限りとはいえ初の講習会を開き；全国規模の大会を毎年開催しその中で養成の制度化を訴え；文部省へ建議もし；機関誌を刊行して養成の必要性の論陣を張るなど、組織体としての非力は隠せぬが、総じて立派な活動を続けた。協会を組織した意義は十分にあった。この意味から1892（明治25）年の集いは細やかではあったが、今日までのわが国の図書館を支えて来た組織体の誕生であり、職員が広い視野で考え、行動する出発点となったわけで記念すべきことである。また忘れられぬ同志達である。しかもこの出発時期が世界の先進国と比せる早さであることも特筆すべきである。（会の質的・量的面の弱さは措くとして）。アメリカ図書館協会の1876年とイギリスの1877年には遅れるが、1900年のドイツ、1904年のアイルランド、1905年のデンマーク、1906年のフランス、⁽²⁰⁾ 1907年のベルギーなどより前の1892年とは驚きである。これは田中不二磨一行の博覧会参加時にアメリカ図書館協会は発足しておりその状況を掘んでいたであろうし、また文庫協会設立発案者の田中稻城が図書館に関する学術修業のため英米に留学した折にそれぞれの地で見聞したであろうし、同時に欧米化の時代風潮の影響もあったであろうが、やはり明治の図書館人の心意気のなせる業と見ないのである。

ここで文庫協会の創設者であり初代会長であった田中稻城に触れておく必要があると思う。

帝国図書館設立の時、意見を徵せられた彼は初代館長となり、同館発展のため32年間精力的な働きをした。また「図書館管理法」（文部省編、金港堂書籍、1900（明治33）年7月、改訂版1912（明治45）年5月）を著わし、明治期の図書館人を啓蒙した。また養成面における功績も大きく、協会会長として、また評議員として養成には配慮を見せ、自らも講師として指導に当たり、彼のいない講習会は考えられぬ程であり、また養成所設置にも力を入れ、欧米並の図書館員の養成を考えていたと思われる。彼はまたわが国図書館員の頂点に立つ人に相応しい図書館の知識と見識を有し、リーダーシップを發揮し、実務家としてまた図書館学者としての両面から図書館の改革を進めることに一生を捧げた先覚者である。⁽²¹⁾ この様なタイプの国立図書館長はその後見ることがない。政治的判断とか政策的処遇のためもあるが人材難でもありそうで残念である。

○ 初の講習会

わが国最初の図書館学校である文部省図書館教習所が開設された1921（大正10）年から溯ること18年、1903（明治36）年にこの養成制度成立の源流を見ることが

出来るのである。

日本文庫協会結成以来の目標であった図書館員の養成は、遂に同会主催で、1903（明治36）年8月1日から14日まで東京麹町の財団法人大橋図書館で「図書館事項講習会」と名付けて開催された。⁽²²⁾

新しい図書館思想のもと各地に設置された図書館は、その管理に運営に実務的な手本がなく、整理技術も未知の部分があり、しかも統一性に欠けていた。その上情報は乏しかった。まさしく各図書館は色々な問題に直面し思案していた。管理の方法を、整理の技法を、奉仕の仕方を捜しあぐね、それらの術の修得を望んでいた。この講習会は、それらの欲求に応え、更に世界の図書館事情や図書館の一般知識をも教授して図書館全体のレベルアップを計り、活動の活潑化を促進する意図で開催されたのである。

これに対する反響は大きく、定員30名のところ54名の参加があり、小規模な開催しか出来ぬ協会にとっては思わぬ誤算ではあった。実施の企画や準備に苦労はあったろうが、科目の構成と設定や講師の選定はそう苦心しなかったのではないか。科目の方はアメリカでの開催科目を参考にし、講師の方は協会結成時のメンバーを当たればカバーすることが出来たからである。しかもこの陣容は、当時のわが国図書館界をリードする指導者達であり、最高にして適切な顔触れを揃えることになった。⁽²³⁾

（正 科）

| | |
|-------------|-------|
| 図書館設置法 | 伊藤 平蔵 |
| 図書館管理法 | 田中 稲城 |
| 目録編纂法 | 和田 万吉 |
| 欧米図書館史 | 和田 万吉 |
| 実 習 | 西村 竹間 |
| 実 習 | 太田為三郎 |
| 図書分類法 | 坂本四方太 |
| 書史学及び日本図書館史 | 赤堀又次郎 |
| 書史学 | 中根 甚治 |

（科外講演）

| | |
|-----------|-------|
| 図書館の話 | 市島 謙吉 |
| 統計一班 | 伊東 祐毅 |
| 学校図書館の話 | 長谷川館一 |
| 「カード」目録の話 | 錦織精之進 |
| 徳川文学史 | 千秋 季隆 |
| 同上 | 長 連恒 |
| 行政図書館の話 | 楊 龍太郎 |
| 欧米図書館現況 | 塩沢 昌貞 |

情熱をもって講義はなされ、受くる方も真剣に取組み、修得は進み、更に集つ

た仲間達の交流は互を刺激し合い、発奮もするという実りのある講習会であった筈である。竹内惣はこれに高い評価を与えている。⁽²⁴⁾即ち全国各地からの参加者達は後にそれぞれの地で活潑な図書館活動を展開した。また東京と京阪に偏在していた新しい図書館知識を地方に移植した。更に図書館協会会員となって、協会の基盤をひろげたとして、この講習会の果した役割は大きかったとしている。確かに成果は上がっただろうが、本当に満足すべき出来映えであったのだろうか。教えられる側は期待通りではなかったのではないか。この点を見てみたいと思う。主催者は反省もなく甘い状況判断のまま、自信をもって翌々年の1905（明治38）年に第2回目を企画した。しかし今度は申込は定員に達せず、中止となつたのである。なぜなのか。これには受講する側の人材と人員の不足、財政的難しさなど諸々の事情、色々な事由があったであろう。その中で見落としてはならぬ理由がなかったのだろうか。講師陣を見ると、帝国図書館と東京帝国大学附属図書館で半数を占め、他も内閣統計局、同記録課、海軍文庫、早稲田大学、同図書館、大橋図書館といった当時としては進んだ恵まれた大図書館の館長や職員また教師等であった。国立図書館また帝大図書館と地方の図書館ではすべての面で違い過ぎていた。果して講師達は地方の第一線の図書館の状況を十分知っていたのか。図書館が抱えている問題や職員が求めている事柄の理解が十分にあったのか。特にすぐに役立つ現実的な術を求めていることを知っていたのか。更に参加者達の図書館の知識や技術の量やレベルをまた望む修得技術の程度を知っていたのか。不十分と答えたい。その上知識や能力に個人差があり、求める修得度合も濃淡があるといった状態の中での講習会であったから、期待に副わず、未消化のままの点もあったであろう。事実は受講者自らがそしゃくを十分にせず、或いはその様な努力をしなかったために生じた未消化も相当あったと思われる。しかし、案外こういったマイナスな面が広く伝播し、他の諸事情と層をして、第2回目の参加を躊躇させたのではないか。

協会は第2回目の不発の慘めさを味わう中、自らの力不足を熟知し、自力開催は不可能となった。しかし養成は緊要である。そこで府政の力による講習会の開催へと方向を転じたのである。失敗を踏み台にしてのこの選択は正しく、第1回講習会の内容と実績も物をいってやがて文部省による講習会が開かれたのである。

○ 養成に関する初論文

一五三　図書館員養成の必要性を説いた最初の論文は「図書館雑誌」の創刊号に登場した。この論文に触れる前にまずこの雑誌誕生のいきさつを見てみよう。

「抑も雑誌発行の問題は遠くは本会創立の当時より屢々提出せられ、然も毎時成立を見るに至らずして止み、近くは前年の全国図書館員大会決議の実行案として、常に会員の念頭を去らざりし所なるが、(略)竟に本誌の発行を見るに至りたるは實に本会々員一同の欣喜に堪えざる所なり」。この様に夢は叶い日本文庫協

会の機関誌は誕生した。しかし内実は、会費にては発行の費用は賄えず、丸善株式会社の印刷代負担という援助によるものであった。（その証拠に第9号より丸善に限って書籍と洋品の広告が掲載された。）協会創設より15年を経てやっと機関誌が刊行出来るとは驚きであるが、99名の会員では運営費にも事欠き寄附に頼る有様であったから、印刷代負担の申出を待つしかなかったわけで、全く厳しい状況下にあったのである。ともかくも本格的な図書館研究と意見・情報の交換の場が生まれたのである。1907（明治40）年10月である。

この雑誌の明治期の特徴としては、欧米図書館の事情や動向を伝えるニュースや欧米の図書館の管理や技術に関する情報の記事が目立つことである。明治の図書館人がいかに欧米特にアメリカの動向や運営方法を参考にしようとアンテナを伸ばし、感度を上げていたかがうかがえる。事実明治期は16号までの刊行であるが毎号平均66頁中、「海外彙報」なる欄が10頁強を占め、今日のほとんど外国記事のない「図書館雑誌」からは想像もつかない。今日はメディアも多種あり、資料も豊富で、情報の入手は容易とはいえ、今日の図書館員がどれ程外国の動向に注意を払い、情報を摑んでいるだろうか、明治の図書館人の方が海外の事情を知っていたのであるまいか。

発刊意図に沿って編集されて来た「図書館雑誌」は、当然職員の養成を考え、必要性を探ぐりまた論ずることをして来た。明治に発行した16号の中で、この件を主題としてまたはサブテーマとして論述した論文が8篇（うち1篇は談話）もあることは、図書館は職員なりとして育成をいかに重要視していたかが分かる。更に現実的進展を助長するために、養成制度の確立や養成学校設置の運動の媒体としてまたその結集の場として誌面が力を發揮したことは勿論である。

創刊号に早速発表された養成の必要性を説く論文は、湯浅吉郎の「図書館員養成の必要」⁽²⁷⁾である。つづいて3号に和田万吉の「図書館員たる者の最も学得し易からざる一資格」が載り、5号に今井貫一が「各府県立図書館の施設に就て」で養成に触れ、6号には片山信太郎が「図書館員の養成は今日の急務なり」と訴え10号には和田万吉が再度「入るも難く出るも難かるべし」を寄せ、同号には加藤万作の「社会における図書館員の地位を論じて併せてその交迭を是非す」も載っている。12号には太田為三郎が「館長候補者と図書館員養成所の必要」を記し、また滝沢永十が養成についての見解を示した「図書館員大会席上談」も見えてくる。

ここで湯浅の論文を読むが、まず彼について知ることにする。湯浅吉郎は明治の新体詩人の一人である湯浅半月である。明治という新時代の到来は、文明開化の思想や風潮が流れ込み、あらゆる分野に拡がりを見せた。詩の世界も例外でなく「西洋ノ風ニ模倣シテ一種新体詩ヲ作り出セリ」（外山正一、矢田部良吉、井上哲次「新体詩抄」丸善1882（明治15）年序文）として從来からの和歌や漢詩と異なる新しい様式をとり入れた詩を産み出した。半月もこの考えに共鳴した詩の創作を行った。彼は同志社神学科の卒業式（1885（明治18）年）に自作の新体

詩「十二の石塚」を朗読した。旧約聖書に取材した長篇の叙事詩で、新体詩とはいえ、優雅な和歌の伝統美に富む作品であった。なおこの詩集（自家版1885（明治18）年）はわが国初の個人詩集である。彼はまたヘブライ学者としてまた聖書の翻訳・研究者としても名が高い。欧米文化・文明に引かれ、学び、またキリスト教を信仰した彼は、明治の啓蒙思想による変革に共鳴したが、日本古来の伝統と文化も讚え、重視した。これに欧米文化を加味した新しい精神文化の形成を考えていたようである。やがて図書館を職としてからはそれらの思想・信念をバックボーンに、図書館の設立に、運営に、奉仕にまた養成に図書館学者として、特に指導的立場から力を発揮し、図書館の進展に尽したのである。

彼は1855（安政5）年2月16日上州安中に生まれ、同志社の普通科と神学本科を卒業後アメリカ留学し、神学と言語学を学び、帰国後同志社の教授や教会牧師を勤め、ついで京都帝国大学講師となり同大学図書館に勤務した。ここではじめて図書館との関係が生じた。44歳の時である。1年にてやめて再度アメリカに留学し図書館学を修めた。帰朝すると京都府立図書館長に就任し、数々の改善を行った。その後早稲田大図書館嘱託となるも短かくして去り、図書館から離れた。ここで西洋の精神を理解した文人湯浅の図書館での活躍の機会は失なわれたのである。そして彼はかつての専門であったヘブライ学の研究へと戻って行った。この論文は彼が好調であった京都の館長時代のものである。なお興味ある事実を付記しておく。彼の長兄治郎は、1872（明治5）年に安中に私費にて便覧会なる通俗図書館を設立し地域社会の啓蒙を図ったが、この1872年は日本最初の図書館として名を残す東京書籍館と京都集書院が創設の年である。兄の先見性と勝れた見識には驚くばかりである、と同時に弟吉郎が後年わが国図書館創成期に重要な役割を果したわけで、兄弟に共通な因子があったのであろう。

ここで彼の論旨を探ることにする。

年々新刊書はその数を増し、図書館も増加している。これに対して管理運営する職員の方の養成は後手にまわっている。現在はそれぞれの図書館において昔ながらの徒弟的年期奉公的な経験を唯一の教師とする方法での養成しかない。これでは共通した図書館の事を処理する能力や技術の修得は難しいとし、学理と実験を合わせ教育する学校が必要であるとしている。現在のやり方では普通の職業とは称し難しともいっている。そこで彼は体系化された養成制度の範となるものをアメリカに求め、そこでの養成の実態を紹介した。

一五 アメリカでは1885（明治18）年にコロンビア大学に図書館員を専門に教育する目的で初めての学校が設けられ、その後幾つかの大学で図書館学科を持つようになっている。また大学と関係のない図書館学校も設置されており、アメリカではこの2種類の機関で養成が行われていると制度を紹介している。そして両者の特徴として、前者は図書館の専門知識の修得と合わせて語学、歴史、文学など他の学科の兼修が出来るメリットがあり、指導も専任教授から受けられる。一方後者は学力よりも技術に重きを置き、管理法研究よりも実習に力を入れるカリキュラ

ムをとっており、講師は学外からが多く、授業の不統一や重複などの弊があると
している。彼はいずれがよいかの判定は下していないが、理論と実際の両方が学べ
る大学の専門学科の方が基本的には望ましいと考えていたことは間違いない。

（29）
彼はまた自らが学んだシカゴ大学の科目を示して具体的な理解の助けとしてい
る。これはまた図書館学の中味であって、図書館学とは何かの答えにもなり得る
ものであった。

当時のわが国では図書館事項講習会の名の如く、実務的技術の習得であって図
書館を学問として学ぶことは対象外であったし、その必要もなかった。それより
も図書館を学ぶことが学問であるか。図書館学は存在するのかといった図書館研
究を突き詰めて考えることはなかった。当然議論もなかった。科学として図書館
を研究することより、図書館の管理や整理における実際の合理的方法を探ぐる
か、それを習うかであった。アメリカとても教育対象は library economy であ
り、library service であって、実務的な面が強調されていた。研究対象も同様で
あった。（今日、library service を library science と二義的に同義としている辞
書（A.H.D., 1969）もあるが、Encyclopedia Americana (1988) は library ser-
viceを採用し、Encyclopaedia Britannica (1983) は library science を採り項目と
している。わが国は science の方を用いるが、この辺は伝統的な考え方の違いで
あろうし、また言語や文化としての差もあるのであろう。）

湯浅は図書館学を認めていた。この論文中で図書館学の表現をしている。「余
がシカゴ大学にて図書館学を研究せし時」や「米国において図書館学を学ぶに二
種類の場所あり」として用いている。図書館事項では研究対象を意味する言葉に
相応しくないと考えてのことなのか。それともアメリカの大学で授ける BLS,
MLS, DLS の訳語として生まれたのか、或いは感覚的決定だったのか。なには
ともあれ、図書館を研究することの価値を認め、学問として成り立つと考えてい
たからに他ならない。図書館学なる語は既に西村竹間が「図書館管理法」（明治25
年刊）の緒言の中で一回用いているが、図書館学の語を、その意味・内容を明示
して使用したのは湯浅が最初であり、定着の走りとなったのである。なおこの掲
載号には記事の中にこの語が見える。以降のこの雑誌にも和田万吉が用いている
外、度々論文や記事の中に見える。これも図書館学を知る湯浅の使用があったか
らであろう。

彼は図書館を学理的に研究することと実理的を学ぶことが図書館学形成の要素
と考えていた。即ち図書館学は理論のみを考究するものでなく、あくまでも実用
学の上で攻究する学問であるとの解釈に立っていた。論文中でも彼は図書館の現
場を参観し、直接実際を見聞することの有益性を強調しているが、これは実際を
学ばずして専門職にはなり得ないとの考え方からであるが、それはまたその様な過
程を経て図書館学も形成されると考えていたからである。これらは京都での図書
館経験と留学で得たアメリカ流（割合と実務に力点を置く）が影響していること
は勿論である。

また養成の方法を経験的より体系的に改めるべきとしているが、これは理論に裏打ちされた方法というより、経験をもとにして帰納的に得られた技術の集積を、組織立て体系化して、短時間に効率よく学べる方式ということである。これは養成の緊急性が念頭にあったためであろうが科学的な学問性に欠ける憾みはある。しかし図書館学の本質を突いているのではあるまいか。彼はここで図書館学の定義をしようとしたのでなく、あくまでも養成の必要なことを訴えたことが目的であったが、自ずと図書館学を論定する結果となった。

○ 文部省による講習会

日本文庫協会による第1回の講習会（明治36年）は一応成功したとはいえ、協会の組織力の弱さ、資金力の無さによって、後が続かず1回だけで終ってしまったことは、残念であった。しかし養成の講習会は継続して開催する必要はあった。協会は政府による開催より外はないと判断した。これは本来的に望む方向でもあった。政府による運営の確かさ、全国規模の広がり、講習会の権威など勝れた点が多くあり、しかも将来の養成制度化の実現を考える時、その踏石となりうるからである。協会は1906（明治39）年の第1回全国大会で講習会を文部省の事業としての開催を決議し、翌年9月建議書を文部省に提出した。図書館界初の建議となった。

以前より図書館の有益性を認めていた文部省は、養成についても考えていたのであろう。建議の趣旨を理解し、文部省の事業として開催することを決定した。毎年開講する中等教員の夏期講習に含めた形で行なうこととし、明治41年5月13日付の官報で報じた。

7月25日から8月7日までの期間で、講義は東京美術学校で行われ、開・閉会式や見学や機器説明会等は他の図書館等で実施された。講師は文部技官久留正道や帝国図書館長田中稻城等が担当した。今回の特徴としては、実務に役立つ科目構成になっていることである。即ち4年前の文庫協会主催時の科目から欧米図書館史、書史学、日本図書館史、徳川文学史、欧米図書館現況など直接仕事に係わりのないものは除かれ、奉仕に直結する建築設備が入ったことである。

図書館管理法

総 論

図書蒐集法

図書整頓法

図書編纂法

図書出納法

図書館建築法

図書館の建築設備

中等教員対象の恒例の講習会だったので、受講資格は師範学校・中学校・高等女学校の職員と府県郡視学及び公私立図書館職員であった。そのため45名の参

加者中、教員が23名を占めそれに視学が5名で、学校教育者のための会の観があった。図書館関係者は15名に過ぎなかった(或いはよく参加したというべきか)。図書館なるものを教員に理解して貰う効果はあったろうが、文庫協会が期待していたところと違った講習会となってしまった。また文部省としても意図と異なるものであった。教員の多いことは予想しており、また図書館に異動出来る(図書館令)わけだからこのことは意図の内であったが、予定は各府県2名宛の90名の定員であったのに実際はその丁度半数の有様で、しかも不参加が17県に及ぶ始末であった。不参加の理由は不詳だが、図書館への認識の低さもその一因であったと思えてならない。文部省はこの様な状況や評判が芳んばしくなかったこと(下記)などの理由によるのか以降の開催を中止してしまったのである。

講習会の成果は、主催者側、講師側の準備不足や認識不足から必らずしも満足すべきものでなかつた様である。「図書館雑誌」⁽³¹⁾は記している。「実際に図書館に従事せざる者あり、従事せる者もその図書館の種類同じからず、或は已に図書館の事に熟通せる者あり、全くこれを知られざる者あり、その知識経験の不同は頗る講義上不便を感じしめたり。また講師が通俗図書館の事に実験少きと深く地方の事情に通ぜざることにより、その講義上物足らぬ所あるの感を聴講者に与えたこと少からざるべし」と。

各図書館の運営はそれぞれの図書館が置かれている状況や条件のもとで行われており、受講者はそこから来ているのである。しかも彼等の図書館の知識や技術には差があり、経験も質量ともに異なる。こういう彼等の中には、一般論的な内容の講義では、適応する所少なく即効性に乏しく、納得出来ぬまま帰った者もいたであろう。また教員の中には図書館の知識不足の上に認識に欠ける者もいて、余りにも距離のある話ではなかつただろうか。教える側の状況判断の悪さと受講資格設定の甘さ、加えて教わる側に、一般論を自ら解釈し、演繹し、応用に努めて始めて講習会なのだという意識の欠落があつて、せっかくの講習会の価値を半減させてしまったのである。この辺りは前の文庫協会の時の繰返しで言葉もない。また教員が多数参加したことが今回の会に混乱をもたらしたことも否めない。では成果はなかったのか。速効薬を手に入れた者もいたであろうし、やがて効く漢方薬として持ち帰った者もいたであろう。という講習会の中味の評価に加えて、文部省が実施したとの影響を見逃がすことが出来ない。それは、文部省の実施は文部省が養成の必要性を認めていることを知らしめ、図書館界に希望と勇気を与えたのである。それ以降協会はその制度化に向けて積極的な運動を展開して行った。その顕著な形が、1912(明治45)年の図書館員養成所設置の建議となって現われたのである。

○ 「司書」(図書館令)

第六条 公立図書館ニ館長、司書及書記ヲ置クコトヲ得

館長及司書ハ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケ書記ハ判任文官ト同一

ノ待遇ヲ受ク

「司書」が制度的に正式職名となり、その司書の身分と地位が明確になったのは、明治39（1906）年10月9日の勅令第274号のこの「改正図書館令」によってである。これは明治32（1999）年11月10日の勅令第429号の「図書館令」に図書館員の身分・地位・待遇・名称が追加されたものである。条文は更に任用資格の規定がある。たとえば奏任文官と同一待遇を受くる館長及び司書は、1、高等文官となる資格を有する者、2、学位を有し、または官立学校を卒業し学士の称号を有する者にして1年以上教育または図書に関する公務に従事したる者、3、3年以上教育または図書に関する公務に従事し、月額40円以上の俸給を受くる判任文官待遇以上の職に在る者または在りたる者としている。

この司書はあくまでも公立図書館における身分・地位としての職務名称であって専門職としての資格を意味するものではなかった。その上法令の核となるべき図書館の目的や奉仕内容を明示した条文はなく、図書館令としては不十分なものであった。しかし図書館界にとっては一步前進した法律であり、歓迎すべきことであった。1877（明治10）年の田中不二麿の一文（文部省第四年報）の通り、文部省は図書館の必要性や有益性への認識は持っていたが、図書館を定義し、その活動の範囲と内容を法律として限定する程の確信と施策の確立は未だしえてはいたと思われる。或はまだまだ新しい機関である図書館が将来どの様に進むか予見しきれず、その辺を考えての処理であったかも知れない。当時はまだ図書館員の専門性を云々する時期、状況ではなかった。しかし図書館は知的業務であるとして、役人及び学校教師経験者をその職務に当てるとしており、養成制度のなかつた当時としては当然の措置であった。これは図書館員の専門性を稀薄にする面もあったが、司書身分の確立は、図書館はいづれ専門的な教育、特別な訓練を受けた職員を必要とするとの予知はあったと推察出来るのである。その意味で改正図書館令は養成史上にも確かな位置を占め得るのである。

○ おわりに

養成という言葉は学問的な研究より、技術を修得する響きがある。今日問題になっている「省令」はまさに養成することを目的としていると解せられる。その意味では、明治が目指したものと基本的には変わることはない。ただ内容的な変更が僅かにあっただけである。しかし根源的な違いがある。それは明治の図書館人には、図書館がサービス機関であるとの認識が少なかったことである。奉仕の精神の形成が不十分であった。これは明治は政府主導型の時代であってみれば、図書館と例外でなく、図書館と一般民衆との間に隔りがあったのも不思議ではなかった。養成も、利用者サービスのためが欠けていた。大正昭和と図書館学は技術に偏重し、整理のための整理を追求する現象が生じた。アメリカの影響もあったが、民衆の支持の少なさもあって利用者の使い易い図書館を考える以上に目を図書館内に向け、整理法を細微に捏ね回す結果となつたのである。明治に

その源を求めるることは出来ないが、暗示的な面も感ずるのである。

養成を考え、訴え、僅かだが実行もし、将来の図書館員に期待していた明治の図書館人の夢は図書館学校設立であった。明治も幕を閉じる2カ月前の1912（明治45）年5月、日本図書館協会（改称）は建議した。この願いは遂に叶う時が来た、9年後の1921（大正10）年6月、「図書館員教習所」として開設されたのである。初の本格的養成機関の設立というわが国図書館史上最も意義のある出来事は、明治の養成の歴史の最終頁に記録したいものである。

註

- (1) 「昭和62年度全国図書館大会記録」日本図書館協会 1988 p.17~29
 - (2) 「昭和63年度全国図書館大会記録」日本図書館協会 1989 p.223~232
 - (3) 慶應義塾編「福沢諭吉全集」第1巻 岩波 1969 p.26
 - (4) 前書 p.305
- 「西洋諸国の都府には文庫あり。ビブリオテーキと言う。日用の書籍より古書珍書に至るまで万国の書みな備わり、衆人来たりて随意にこれを読むべし。ただし毎日庫内にて読むのみにて家に持ち帰ることを許さず。ロンドンの文庫には書籍十万巻あり。ペートルスビュルグの文庫には九十万巻、パリスの文庫には百五十万巻あり。仏人言う、パリス文庫の書を一列に並べるとときは長さ七里となるべしと。文庫は政府に属するものあり、國中一般に属するものあり。外国の書は之を買い、自國の書は國中にて新に出版する者よりその書一部を文庫へ納めしむ。」
- (5) H. J. ジョーンズ「明治政府と御傭外国人」p.153（明治文化研究会編「明治文化研究」第3集 日本評論社 1969）
 - (6) ①海後宗臣「和蘭学制解題」p.2（明治文化研究会編「明治文化全集」第18巻教育篇第2版 日本評論社 1967）
 - ② 海後宗臣「仏国学制解題」p.14~15（同前書）
 - ③ 稲富栄次郎「明治初期教育思想の研究」創元社 1944 p.121~127
 - (7) 吉田熊次「ダビット、モルレー申報解題」p.23（前掲「明治文化全集」）
 - (8) 重久篤太郎「お傭外国人」5 教育宗教 鹿島研究所出版会 1968
 - (9) 海後宗臣「教育文献年表」p.577（前掲「明治文化全集」）
 - (10) 前掲「明治初期教育思想の研究」p.234~237
 - (11) 境国博覧会事務局編「境国博覧会報告書教育部」2冊 1875
 - (12) 「文部省第四年報」(1877年12月) p.22「公立学校ヲ設置シ人民ノ知識ヲ闡發スルニ至リテハ、各地方教育者ノ嘗テ殫思スル所ニシテ、夙ニ吾儕ノ素願ヲ満タシムルニ足ルモノアリ、而シテ此他尚目下ニ施行スヘキ緊切ノ件アリ、即公立書籍館ノ設置ヲ要スル是ナリ、夫レ学校ノ事業ハ尋常普通欠ク可ラサルモノト雖、男女各為スヘキノ職務アリ、或ハ已ヲ得サルノ障碍ニ会シ半途ニシテ其志ヲ遂ケス、徒ニ前功ヲ放棄スル者比々然リトス、公立書籍館ノ設置ハ、此輩ヲシテ啻ニ曩時ノ修習スル所ヲ操縦セシムルノミナラス、更ニ其学緒ヲ統成シ、終一大美帛ヲ織出スヘキ良機場ヲ開クモノナリ、然ハ則公立学校ノ設置ト公立書籍館ノ設置トハ、固ヨリ主伴ノ関係ヲ有シ、互ニ相離ルヘキニ非ス、今ヤ公立学校ノ設置稍多キヲ加フルノ秋ニ際シ、独リ公立書籍館ノ設置甚少ナキハ、教育上ノ欠陥ト謂ハサルヲ得ス、吾儕ハ切ニ望ム、各地方教育者ノ公立書籍館ノ特ニ有益ナル理由ヲ認知シ、都鄙各其便宜ヲ計リ、逐次設置ヲ

國ルノ佳挙ニ注意アランコトヲ，其廈屋ノ如キハ，之ヲ構造スルヲ得サルノ地方ハ，学校ニ附属スルモ可ナリ，又寺堂社宇ヲ仮用スルモ可ナリ，且其排スル書籍ノ如キハ，専ラ必需ノ種類ヲ蒐集スヘク，帰スル所ハ虚飾ヲ去リ実利ニ就キ，勉メテ人民ノ志好ニ投シ以テ社会ノ文運ヲ振興スルニ在リ，蓋公立書籍館ノ設置踵ヲ各地方ニ接シ，漸ク著効ヲ見ケキノ日ニ及ヒテハ，政府モ亦又貴額ノ幾分ヲ補給スルハ散テ不当ニ非サルヲ信ス。」

- (13) 吉田熊次「教育会制定理由，改正教育会制定理由解題」 p.31 (前掲「明治文化全集」より要約。「田中不二齋明治4年10月 文部大輔に補せらる。同年11月より翌々6年3月まで岩倉具視を全権大使とする一行48名の1人として教育事情研究のため，欧米を巡歴。同年4月文部卿大木喬任が参議に転出のため，実質的には文部行政の長として省務を掌握する。明治12年まで。明治9年米国万国博に長として参加。2回の欧米巡歴によりアメリカの自由主義，合理主義，個人主義に共感。アメリカの教育制度と教育思想を手本とする。」)
- (14) ① 「近代日本総合年表」第2版 岩波 1984 p.84
② 井上 清「明治維新」(「日本の歴史」20 中央公論社 1966) p.266~267
③ 前掲「明治初期教育思想の研究」 p.58
- (15) 前同書 p.237
- (16) 武居権内「日本図書館学史序説」 早川図書 1981 p.94
- (17) 「図書館雑誌」第1号 (1907年10月) p.63~64
- (18) 前掲「日本図書館学史序説」 p.95
- (19) 前掲誌第1号 p.63~99 (日本文庫沿革)
- (20) 日本国書館協会編「図書館ハンドブック」第4版 同会 1985 p.462~484 「年表外国篇」より抜萃
- (21) 西村正守「我が国最初の図書館学者」(石井敦編「図書館を育てた人々」日本編Ⅰ 日本国書館協会 1983)
- (22) 前掲「誌第1号 p.66
- (23) 前掲「図書館を育てた人々」(この書は18名の先駆者を取り上げているが，この時の講師陣から5名が入っている。未掲載だが最初の「図書館管理法」を著した西村竹間もあり，まさしくわが図書館を育てた指導者達である。)
- (24) 竹内惣「先覚者の中の先覚者伊藤平蔵」 p.16 前掲「図書館を育てた人々」
- (25) 前掲誌第1号 p.68
- (26) 前掲誌第10号 (1910年11月) p.57
- (27) 前掲誌第1号 p.7~13
- (28) ① 日夏耿之助「改訂増補明治大正詩史」5版 東京創元社 1971
② 「学芸百科事典」17巻 庄文社 1975 p.451
③ 石井敦「図書館の大衆化に努力した文人湯浅吉郎」 p.23~30 (前掲「図書館を育った人々」)
- 一四五 (29) I 図書館史 (27項目は細分されているが5項だけ挙げる。戸田)
1. 古代の図書館
10. 英国博物館
16. 米国議院図書館
20. 巡回図書館
23. 盲人図書館

II 図書史

1. 図書の起源及び最初の形体
2. 古文書及び貴重書
3. 印刷史
4. 製本史
5. 挿画の発達
6. ブックプレート

III 図書館事務

1. 図書館専用の書法
2. 頭文字の使用及びエーピーシー順列法
3. カード及び印刷カード論
4. カードの種類記号
5. 書籍注文カード
6. 製本カード
7. 貸出カード
8. 図書目録総論
9. 著者名目録 書名目録 参考目録及び分類目録
10. 分類法
11. 分類番号 函架番号及び通し番号
12. 児童図書館用絵入目録

IV 図書館管理

1. 図書館創立の目的
2. 評議員
3. 図書館に関する諸法律
4. 図書館分館組織
5. 児童図書室
6. 書籍購入及び売却
7. 版権
8. 図書の所有権
9. 図書館学校及び大学の図書館学科

V 解題論及び参考書論

(30) 西村竹間「図書館理法」 金港堂書籍 1892 p.13 (復刻図書館学古典資料集
日本図書館協会 1978)

(31) 前掲誌第4号(1900年10月) p.38

(本学助教授・図書館学)